

大阪大学大学院国際公共政策研究科（以下「OSIPP」という。）ライブラリーの利用については、この規則の定めるところによる。

1. 開室時間及び閉室：

開室時間は、月曜日から金曜日の9時半から17時までとする。

閉室は、土・日曜日、祝（休）日、年末年始とし、臨時閉室については、その都度定め、メール・HP・掲示等で通知する。

2. 利用者：

大阪大学の教職員・学生のほか、学外者も利用できる。

3. 利用心得：

利用者は次の事項を守らなければならない。

（1）私語や携帯電話での会話など、他の利用者の迷惑となる行為は禁止する。

（2）飲食は禁止する。ただし、水筒・ペットボトルのソフトドリンクの摂取は認める。

4. 利用手続：

（1）OSIPP・法学研究科・経済学研究科・高等司法研究科の教職員・学生以外の利用については、入室の際、学生証または身分証を提示しなければならない。

（2）かばん、コートなどの持ち物は、入室後に入口のロッカーに入れてから利用すること。ライブラリー内へのかばんの持ち込みは禁止する。特別な必要がある場合は申し出ること。貴重品は必ず身に着ける。

5. 貸出冊数及び期間

貸出冊数及び期間は、別紙『貸出基準一覧表』のとおりである。

6. 貸出の手続

学生証または身分証を提示し、次の手続を行う必要がある。

（1）貸出に際しては、『資料貸出カード』または『一時持出カード』に必要事項を記入すること。

（2）OSIPP研究環境委員長が特に必要と認めたときには、貸出中の当該資料の返却を求めることがある。

7. 資料の返却

貸出資料は、所定の期日までに返却しなければならない。期日内に返却しなかった者には、以後、資料の利用を停止する場合がある。

8. 延長

貸出予約のない場合は、1回限り延長することができる（延長期間：申し出のあった日より2週間）。ただし、返却日を過ぎている場合は延長できない。来室できない場合は電話・メールによる延長手続きも可。

9. 資料の紛失・汚損

資料を紛失した場合は現物での弁償となる。古書でも可。

資料を汚損した場合は、ただちにその旨を届け出て職員の指示に従わなければならない。
汚損の程度により、弁償となる場合もある。

附 則
この規則は、平成 11 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 11 年 5 月 20 日から、施行する。

附 則
この改正は、平成 21 年 8 月 4 日から、施行する。

附 則
この改正は、平成 22 年 12 月 16 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 23 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附 則
この改正は、令和 7 年 9 月 12 日から施行する。